

二 サッシ（鉄製又は木製のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 三 複層ガラス（ステンドグラスを用いたものその他経済産業省令で定めるものを除く。）
 第二十三条の三中「特定熱損失防止建築材料である断熱材の」を削り、「十八万平方メートル」を「次の表の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量」に改め、同条に次の表を加える。

一 断熱材	十八万平方メートル
二 サッシ	九万四千窓
三 複層ガラス	十一万平方メートル

附 則

この政令は、平成二十六年十一月三十日から施行する。

経済産業大臣 宮沢 洋一
内閣総理大臣 安倍 晋三

まち・ひと・しごと創生法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十一月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百八十一号

まち・ひと・しごと創生法の一部の施行期日を定める政令
内閣は、まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第二百三十六号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

まち・ひと・しごと創生法附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十六年十二月二日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

最 高 裁 判 則

○最高裁判所規則第八号

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

最高裁判所

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。
 第一条 第二項中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。
 第一条第二項中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第三条 裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。
 第三条第六項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。
 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十七年四月一日から、第三条の規定は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

附 則

この府令は、平成二十六年十二月二十四日から施行する。

府 令

○内閣府令第七十六号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二第三十五号中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改める。

附 則

この府令は、平成二十六年十二月二十四日から施行する。

○内閣府令第七十七号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百十一号）の施行に伴い、及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第三項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年總理府令第十六号）の一部を次のように改正する。
 第十一条第一項第八号中「平成二十六年十二月三日」を「平成二十八年十二月三日」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第七十八号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百三十二号）の一部の施行に伴い、及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第三項の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年總理府令第十六号）の一部を次のように改正する。
 第十一条第一項中第十六号を第十七号とし、第九号から第十五号までを「一號ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

内閣総理大臣 安倍 晋三

法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者のうち、法第五条の二第三項第二号に該当する者については、同号の災害により許可済猶銃（同項第一号の許可済猶銃をいう。以下この号において同じ。）を亡失し、又は許可済猶銃が滅失した事情を明らかにした書類

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六

十一年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表第二十三条第一項の項中「安衛則」を「労働安全衛生規則(昭和四十七年

労働省令第三十二号)以下「安衛則」という。」に改める。

第十条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項第一号中「第八十八条第三項」を「第八十八条第二項」に改める。

第十一条 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第八十八条第四項」を「第八十八条第三項」に改める。

第十二条 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成二十六年厚生労働省令第一百一号)の一部

を次のように改正する。

附則第二条中「労働安全衛生規則第八十六条第一項及び」を削り、「第八十八条第二項において準

用する同条第一項」を「第八十八条第一項」に、「同規則」を「労働安全衛生規則」に改める。

附則第十条第一項中「昭和五十年法律二十八号」を「昭和五十年法律第二十八号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の

日(平成二十六年十二月一日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第二条の規定による改正前の労働安

全衛生規則(次項において「旧安衛則」という。)又は第八条の規定による改正前の機械等検定規則

(次項において「旧検定則」という。)に定める様式による申請書等は、第二条の規定による改正後

の労働安全衛生規則又は第八条の規定による改正後の機械等検定規則に定める相当様式による申請

書等とみなす。

2 この省令の施行の際現に存する旧安衛則又は旧検定則に定める様式による申請書等の用紙は、當

分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

○經濟産業省令第六十号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百

八十号)の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九

号)第八十一条の四第一号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一

部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

經濟産業大臣 宮沢 洋一

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)の一

部を次のように改正する。

第四十九条の中「令第二十三条の二」の下に「第一号」を加え、同条に次の二項を加える。

2 令第二十三条の二第二号の經濟産業省令で定めるサッシは、次に掲げるものとする。

一 片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓、片引き窓、固定窓、

すべり出し窓並びにたてすべり出し窓(それぞれ出窓であるものを除く。)に用いられるもの以外のもの

二 雨戸、シャッター又は格子と一体となる構造のもの

三 外壁に接する、及び外壁と接する空洞部をモルタルで埋めることで外壁に取付ける構造のもの

四 防水紙を使用して防水処理を行う構造のもの以外のもの

五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二口に規定する防火設備であるも

の

令第二十三条の二第三号の經濟産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。

一 複層ガラスを構成する板ガラスの厚さの総和が一センチメートルを超えるもの

二 JIS R三二二一(二〇〇二)に規定する熱線反射ガラス

四 第四十九条の三中「断熱材の」を削り、「經濟産業大臣が定めた方法により測定した熱伝導率をワット毎メートル毎ケルビンで表した」を「別表第六の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる」に改める。

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六(第四十九条の三関係)

3 令第二十三条の二第三号の經濟産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。

一 断熱材

經濟産業大臣が定めた方法により測定した熱伝導率をワット毎メートル毎ケルビンで表した数値

二 サッシ

經濟産業大臣が定めた方法により測定した熱伝導率をワット毎ケルビンで表した数値

三 複層ガラス

經濟産業大臣が定めた方法により測定した熱貫流率をワット毎平方メートル毎ケルビンで表した数値

附 則

この省令は、平成二十六年十一月三十日から施行する。

○国土交通省令第九十号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第八十号)

及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備

に関する政令(平成二十六年政令第二百八十三号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、

並びに国土交通省設置法(平成十一年法律第二百号)及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行

に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関

係省令の整備等に関する省令

(マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第二百十六号)の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則

目次を次のように改める。

第一章 マンション建替事業

第一節 施行者

第一款 マンション建替組合(第一条第一款)

第二款 個人施行者(第二十二条第一款)

第二節 権利変換手続等(第三十条第一款)

(表示等)

第七条 電動ファン付き呼吸用保護具は、見やすい箇所に次に定める事項が表示や記載しないものには、使用することができない。

一 製造者名

二 製造年月

三 型式の名称

2 電動ファン付き呼吸用保護具は、譲渡又は貸与される場合には、次に掲げる事項を記載した印刷物が添付されたものでなければならない。

一 使用の範囲

二 使用上の注意事項

三 公称稼働時間

4 着用者が自身がその顔面と面体との密着性の良否を容易に検査する方法

3 前項第三号の公称稼働時間は、電動ファン付き呼吸用保護具を常温及び常圧において作動させた状態で、面体形のものにあつては面体内圧が前条の表内圧試験の項の下欄に掲げる条件に、ループフィット形のものにあつては吸引空気流量が同表の最低必要風量試験の項の下欄に掲げる条件に、それぞれ適合した性能を維持することができる時間を測定するものとする。

(適用除外)

第八条 特殊な材料、構造若しくは性能の電動ファン付き呼吸用保護具又は特殊な場所で用いられる電動ファン付き呼吸用保護具であつて、第一条から第六条までの規定を適用することが適当でないものについて、厚生労働省労働基準局長がこの規格に適合する電動ファン付き呼吸用保護具と同等以上の効力があると認めた場合は、この告示の関係規定は、適用しない。

○厚生労働省告示第四百五十六号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十号)別表4から6まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数I及び機能評価係数II(平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号)の一部を次のよつて改正し、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十一月二十八日

厚生労働大臣 煙崎 基久

別表第11中

北海道	市立小樽病院	0.0599	0.0397
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

○経済産業省告示第11四回十号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十一条の三第一項

及び第八十二条の四の規定に基づき、サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者の判断の基準等を次のよつて定めたので、告示する。

経済産業大臣 河毛 泰一

1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和54年政令第267号)第23条の2第2号に規定するサッシ(以下「サッシ」という。)の製造、加工又は輸入の事業を行う者(以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。)は、目標年度(平成34年4月1日に始まり平成35年3月31日に終る年度)以後の各年度において国内向けに出荷するサッシの熱損失防止性能(3に定める方法

により測定した値をいう。以下同じ。)を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷数量により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準熱損失防止性能(同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷数量により加重平均した数値を上回らないようすること。

区分	区分名	基準熱損失防止性能の算定式
片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓に用いられるサッシ	上げ下げ	$q = 2.54S^{0.79} + 1.02S^{0.68} + 0.12S^{1.06}$
片引き窓、引違窓に用いられるサッシ	引違い	$q = 2.21S^{0.91} + 1.38S^{0.84} + 0.14S^{0.99}$
固定窓に用いられるサッシ	F IX	$q = 1.71S^{0.89} + 1.27S^{0.87} + 0.28S^{1.03}$
すべり出し窓に用いられるサッシ	すべり出し	$q = 1.71S^{0.85} + 1.30S^{0.82} + 0.40S^{0.88}$
たてすべり出し窓に用いられるサッ	たてすべり出し	$q = 1.49S^{0.77} + 1.56S^{0.67} + 0.37S^{1.12}$

2 表示事項等

2-1 表示事項
サッシの熱損失防止性能に關し、熱損失防止建築材料製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名又は形名
ロ 区分名

ハ 热損失防止性能

二 热損失防止建築材料製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

(1) 2-1のハに掲げる熱損失防止性能は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)別表第6第2号下欄に掲げる数値を有効数字2桁以上で表示するか、又は3-2に定める方法により求めた数式とともにサッシが構成する窓の面積を有効

数字2桁以上で表示すること。

(2) 2-1に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ又はサッシの選定にあたり熱損失防止建築材料製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

3 热損失性能の測定方法

3-1 热損失性能の算出方法

1の熱損失性能は建築物の内外の温度差1度(単位温度差)当たりの熱損失量とし、当該熱損失量は次の式により算出するものとする。

$$q = U \times S$$

この式において、q、U及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

q : 建築物の内外の温度差1度(単位温度差)当たりの熱損失量(単位 ワット每ケルビン)

U : サッシが構成する窓の熱貫流率(単位 ワット每平方メートル每ケルビン)

S : サッシが構成する窓の面積(単位 平方メートル)

(1) U : サッシが構成する窓の熱貫流率(単位 ワット每平方メートル每ケルビン)

サッシが構成する窓の熱貫流率は、日本工業規格(以下「JIS」という。)A4710(2004)に規定する方法により測定された値又はJIS A2102(2011)に規定する方法により算出された値とする。この場合において、当該窓のガラスは、次の表の左欄に掲げるサッシの種類に応じ、同表の右欄に掲げる仕様のものを用いることとする。

サッシの種類	ガラスの仕様
23ミリメートル以上のガラス厚さに対応可能なサッシ	3ミリメートルの厚みを有する単板ガラス3枚を組み合わせたものであつて、各々のガラスの間隙が7ミリメートルであり、かつ当該間隙に一般空気を充填したもの
15ミリメートル以上23ミリメートル未満のガラス厚さに対応可能なサッシ	3ミリメートルの厚みを有する単板ガラス2枚を組み合つたものであつて、ガラスの間隙が12ミリメートルであり、かつ当該間隙に一般空気を充填したもの
15ミリメートル未満のガラス厚さに対応可能なサッシ	3ミリメートルの厚みを有する単板ガラス

(2) S : サッシが構成する窓の面積(単位 平方メートル)

サッシが構成する窓の面積は、JIS A2102(2011)に規定する窓面積とする。

3-2 同一シリーズのサッシを用いた熱損失防止性能の算定方法

(1) 3-1の算出方法のほか、1の熱損失防止性能は、同一シリーズのサッシのうち次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄の代表的な窓サイズのものを3-1(1)の方法により熱貫流率の測定又は算出を行い、当該熱貫流率の値からサッシが構成する窓の面積を変数とした熱貫流率の累乗近似式を求め、当該近似式に3-1(2)の方法により求めたサッシが構成する窓の面積を代入することにより算出した単位温度差当たりの熱損失量とすることを認める。

区分	代表的な窓サイズ
片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓に用いられるサッシ	幅405ミリメートル、高さ1,170ミリメートルのサイズ、幅780ミリメートル、高さ770ミリメートルのサイズ及び幅30ミリメートル、高さ1,170ミリメートルのサイズ
片引き窓、引違い窓、引分窓及び両袖片引き窓に用いられるサッシ	幅780ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ及び幅1,690ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ
固定窓に用いられるサッシ	幅405ミリメートル、高さ770ミリメートルのサイズ、幅640ミリメートル、高さ1,830ミリメートルのサイズ及び幅1,690ミリメートル、高さ1,370ミリメートルのサイズ
すべり出し窓に用いられるサッシ	幅405ミリメートル、高さ770ミリメートルのサイズ及び幅640ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ
たてすべり出し窓に用いられるサッシ	幅300ミリメートル、高さ970ミリメートルのサイズ及び幅640ミリメートル、高さ1,370ミリメートルのサイズ

中空層の厚さ	基準熱損失性能又はその算定式
2mm未満	3.85
2mm以上16mm以下	$U = -1.00h(X) + 4.55$
16mm超	1.77

備考1 「中空層の厚さ」とは、並置した板ガラス等の間に生じる間隙(以下「中空層」という。)の距離とする。この場合において、一枚の複層ガラスに複数の中空層を有するときは、当該中空層の距離の総和とする。

2 U及びXは、次の数値を表すものとする。

U : 基準熱損失性能(単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン)
X : 中空層の厚さ(単位 ミリメートル)

3 hは自然対数を表すものとする。

2 表示事項

2-1 表示事項

複層ガラスの熱損失性能に関し、熱損失防止建築材料製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名又は形名
ロ 热損失防止性能
ハ 製造業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

(1) 2-1のロに掲げる熱損失防止性能は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)別表第6第3号下欄に掲げる数値を有効数字2桁以上で表示すること。

(2) 2-1に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ又は複層ガラスの選定にあたり熱損失防止建築材料製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

○経済産業省令第1回川内町
ロボルヤーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第81条の11第一項及び第八十一条の四の規定に基づき、複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等を次の如く定めたもの。付1
複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等
経済産業大臣 担任
井上

△付1: 十六号半十一寸二十六寸
△付2: 十六号半十一寸二十六寸

この告示は、平成二十六年十一月三十日から施行する。ただし、2の規定は、平成二十九年三月一日から施行する。

